



平成 26 年 9 月 25 日

各 位

会 社 名 長 野 計 器 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 依 田 恵 夫  
(コード番号 7 7 1 5 東証第一部)  
問 い 合 せ 先 法 務 ・ コ ン プ ラ イ ア ン ス 部  
担 当 取 締 役 涌 井 利 文  
(TEL 0 3 - 3 7 7 6 - 5 3 7 9)

公開買付届出書の訂正届出書の提出に伴う  
「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」の訂正  
及び「公開買付開始公告」の訂正に関するお知らせ

当社が、平成 26 年 9 月 11 日付で公表した、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。）第 165 条第 3 項の規定により読み替えて適用される同法第 156 条第 1 項及び当社定款の規定に基づく自己株式の取得及びその具体的な取得方法としての自己株式の公開買付けに関して、平成 26 年 9 月 12 日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、金融商品取引法（以下「法」といいます。）第 27 条の 22 の 2 第 2 項において準用する同法第 27 条の 8 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を平成 26 年 9 月 25 日付で関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成 26 年 9 月 11 日付「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたします。

また、平成 26 年 9 月 12 日付の「公開買付開始公告」の内容につき、下記のとおり訂正いたしますので、併せてお知らせいたします。

なお、本訂正は、法第 27 条の 3 第 2 項第 1 号に定義される買付条件等の変更ではございません。

記

I 「自己株式の取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ」の訂正の内容

(訂正箇所には下線を付しております。)

1. 買付け等の目的

(訂正前)

<前略>

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券（当社株式を除く。）を売却することで進めており、本日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日までに返済する旨の報告を受けております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券（当社株式を除く。）を売却することで進めており、本日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日に返済を受けております。

<後略>

## II 公開買付開始公告の訂正の内容

(訂正箇所には下線を付しております。)

### 1. 公開買付けの目的

(訂正前)

<前略>

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券（当社株式を除く）を売却することで進めており、本公告日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日までに返済する旨の報告を受けております。

<後略>

(訂正後)

<前略>

当社は、このような事態を厳粛に受け止め、平成26年6月6日付「調査委員会の調査報告に基づく当社の再発防止策について」において開示しましたとおり、再発防止策の一つであります当社が提供した資金の早期回収は、エヌケー商事が保有する有価証券（当社株式を除く）を売却することで進めており、本公告日現在、当社はエヌケー商事より当社が提供した資金のうち98百万円の返済を受けております。また、残額139百万円につきましてもエヌケー商事より平成26年9月25日に返済を受けております。

<後略>

以上